

所究研濟經亞東 學大部國帝都京 內部學濟經

年四回(二月、五月、八月、十一月)發行

# 東亞經濟論叢

號四・參第 卷參第

月二十・九年八十和昭

東亞指導國の二重性……………	經濟學博士 谷口吉彦
臺灣と東印度……………	經濟學博士 目崎憲司
支那貨幣小史……………	經濟學士 穗積文雄
支那銀行業務の類型……………	經濟學士 德永清行
孫文の民生主義……………	經濟學士 出口勇藏
買辦に關する覺書……………	經濟學士 鈴木総一郎
南支那の <small>錫、タングステン、アンチモン</small> 鑛業の性格……………	經濟學士 菊田太郎

(禁轉載)

書肆 有斐閣 發賣

# 支那銀行業務の類型

德 永 清 行

## 一 境界の不鮮明

民國以前については省き、民國以後において見ても、支那銀行の進路は平坦ではなかつた。それは一進一退があつたといふのみでなく、假りに銀行業の推移は伸展の過程にあつたとしても、その動向は正常的なるにおいてはなかつた。民國以後の變轉については見解によつて必ずしも一率なる時期を區劃づけることにはならぬけれども、左の如き時期に分つておいてその動向を示すに資するところがある。

即ち第一時期は民國元年より十五年までとし、北京政府時期としてゐる。この時期は銀行は政府貸上の特殊事情にあつた。當時北京政府は財政困窮し、然も全國統一に到らず、稅收不足したる情勢下にあつて、利息を優厚にして公債政策に依存した。銀行の設立はその背後に公債の利を逐ひたる事情を持つものであり、従つて公債についての政府の債務不履行は銀行に破綻を及したものである。第二時期は民國十六年より二十六年とし、南京政府時期としてゐる。この時期は銀行發展に顯著なるものありしを傳へる。銀行經營は百貨店様式をとり、農

1) 中國銀行法之研究，經濟研究，第一卷，第七期，p. 3.  
中國以前の十六年間に開辦の銀行は十七である。

業・工業・商業・信託銀行均しく複雑なる形態をとつたものであり、この時期にあつては支那の銀行業は米國の影響を受けること著しかつたものである。第三時期は支那事變が上海に波及して以降としてゐる。この時期にあつては銀行についての特殊の事情未確定なるままであるが、求めて見れば獨逸・伊太利式に似たるものを示してゐる。即ち普通商業銀行が商工業の工作に参加したる傾向ありとし、生産事業に直接投資したる局面を取上げんとしてゐる。右時期に亘つて支那新式銀行の數的増減については民國二十六年版銀行年鑑に依り總數三百九十行を計上し、失敗したるもの二百二十六行とし、民國元年より十二年に至る間において失敗の記録高く、十三年以後においては銀行失敗數の減少したるを引用してゐる。以上が民國以降最近に至るまでの新式銀行についての大勢であるが、こゝではこの時期別の下に普通銀行と特殊銀行の境界點を取上げることとする。

以上の如き時期に分ちてそれぞれの特徴を見る。支那銀行業の基本的研究においては、當然對外的拘束の内容を検討しなければならぬが、後顯の程度に制約して、先づ國內的牽制において特徴を検出する。第一期よりして既に變則的出發であるが、この變則的進路を回避した一聯の推移の結果も依然として畸形的なるものより脱出し得なかつた。第一期においては新式銀行には政府財政の壓力がかゝつて居り、國家銀行は固よりとして、普通銀行も特殊銀行もこの煩累より免れることは出来なかつた。第二期においてはこの牽制より脱出せんとして、政府財政と特殊關聯あるものゝ外は新式銀行は一率に所謂商業銀行の領域に走つたといへる時期である。第三期においては一見銀行業と産業との接近を反映してゐる如くでもある。併し乍ら民國以降の實狀はこれを概括するに、銀行業は正常なる経過を辿るを得なかつた。それは金融と産業との近接を傳ふるものあるに至りし第三期にお

- 2) 百年來中國之銀行，學林，第九輯，p. 8.
- 3) 前掲，中國銀行法之研究，p. 3. 光緒二十二年（一八九六年）より民國二十四年六月（一九三五年）に至る四十年を計上して三百六十五行としてゐる。而して殘存せるものは同時期までにおいて百五十九行である。
- 4) 中國銀行經濟研究室，全國銀行年鑑（民國二十六年版），pp. 7-8. 上掲と少しく相異す。

ても銀行業の進路は畸形的なるまゝにおいてゝあつた。

支那側の新式銀行の先聲となつたのは光緒二十二年（一八九六年）の上奏にかゝる中國通商銀行であるといはれるが、時間的に遡つても明瞭なる如く、その歴史は極めて短く、四十年餘に過ぎない。<sup>5)</sup> 支那側の新式銀行としては當時かくの如き登場はあつたけれども、新式銀行が進展すべき分野には在來の舊式金融機關があり、外國銀行が既に進出してゐたわけである。従つて支那側新式銀行はこれを育成する基礎條件に充たされて出現したものでなく、出發當初から銀行自體に要請されるに強力なる補整を必要としたわけである。現實に當時における銀行の進路には金融調整の役割よりしてはこれを果すに缺ぐるところ多きものであつた。當時の普遍事項として擧げられるに次の如きものがある。

- 一、銀行は均しく紙幣を發行し、それを重要業務とした。
- 二、内部管理及び營業方法は大部を舊式錢莊制度に倣つた。
- 三、當時開業の初期にあつては概して利潤豊厚であつたが、營業は漸次衰落した。
- 四、外國銀行の勢力が雄厚であり、支那側新式銀行は競争することが出来なかつた。又當時山西票莊と錢莊の勢力が旺盛であつて、新式銀行は進路を阻止されざるを得なかつた。従つて新式銀行は金融界にあつて未だ重要勢力を占めなかつた。<sup>6)</sup>

これを要約すれば新式銀行は金融界にその地歩を進め得ざるまゝに存続したものであるから、國內的牽引と對外的拘束との二大制約を克服することは到底不可能であつた。たゞ政府財政の彌縫的役割において政府借款と紙幣發行を繞つての業態に重點が置かれるものとなつたのである。新式銀行の出現には商工業への投資關係は當然のことであるが、政治の投機關聯と不可分の經緯が織込まれたものである。<sup>7)</sup>

5) 光緒三十年正月、戶部の奏准にかかる試辦銀行章程三十二條が支那銀行法の濫觴となつてゐる。中國銀行法之研究、第一卷、第七期、p. 4。  
6) 前掲、近百年來中國之銀行、pp. 7-8。  
7) 前掲、中國銀行法之研究、p. 3。

されば支那側新式銀行出發の當初にあつては、銀行業としては後顯の如く商業銀行の領域を唯一の目標としたものではなく、寧ろ政府の動向を背景として國家銀行の性格におけるもの、特殊銀行の性格におけるものを有力なる存在となし得たものと見なければならぬ。然も國家銀行乃至特殊銀行としての進路も健全ではなかつた。留まるものは政府財政困難より齎される重壓乃至政争より波及する禍亂に左右され、脱するものはその重壓乃至禍亂を回避せんとして實際には果し得なかつた。當然の歸結として留まるものも本來の使命を遂行し得ざる存在となり、脱するものも鮮明なる存在とならざるを得なかつた。特殊銀行としても独自の地位を保持せず、普通銀行としても判然しないものとなつてしまつた。

## 二 匡正の視野

支那銀行形態として新式銀行が採入れられたことの内容としては普通銀行の設立のみならず、特殊銀行の設置もなかつたわけではないが、それはたゞ形式においてのみにとどまつた。銀行法規の分野から眺めても、普通銀行法規と相俟つて特殊銀行法規の議定乃至公布されたものも相當に求め得る。併し乍ら特殊銀行法規を背景として現實に特殊銀行を標榜して登場したものにあつても、その使命遂行上に支障が伴つたものである。一般に新式銀行そのものがその運営において舊式金融機關に牽制され勝ちであつたこと、外籍銀行に制肘され勝ちであつたことを回顧すれば、支那新式銀行の推移過程にあつては、特殊銀行の發展も極めて遅々たるものとならざるを得なかつたことの輪廓が判明する。更に特殊銀行はその經營上、均しく新式銀行の領域であり、新式銀行と有機

1) 前掲、中國銀行法之研究, pp. 4-5.  
拙著、支那中央銀行論, pp. 150-152.

的に連繫すべきであるに拘らず、却つて普通商業銀行の進路が特殊銀行の展開を不透明なるものとした。加之、特殊銀行自體がその領域を保全するに不忠實でもあつた。

特殊銀行中代表的なるものとしては交通銀行が描き出されるけれども、これが生成の過程を検討するならば、創設の意圖は歪められて、その名稱とする交通銀行の特殊使命よりも、政府財政の支辨に應ぜしめんとする所謂國家銀行の類別化の下に置くを適當とするかに見へる様に、交通銀行の性能は變轉した。創設の當初においては輪路電郵即ち航運・鐵道・電信・郵便の四政を統轄し、實業を振興し、利權を挽回せんとする雄圖は抱懷されたものであるが、この意圖は挫かれた。交通銀行は萌芽期において一應特殊銀行として發足はしたものの、程なく挫折期ともいふべき次期においては政争の渦中に捲込まれて、中國銀行と並立して雙生兒的存在 (twin national bank) となつた。漸く生育期ともいふべき時期に入つて實業振興の分野を明確にするに至り、特殊銀行として再發足したものであるが、それも足踏みにとどまり、新幣制改革に際しては政府系銀行として別途の方向を採ることになつた。交通銀行と對蹠的に選出されるは中國銀行である。中國銀行の推移の過程を検討するならば、交通銀行と正に表裏の展開を看取する。中國銀行は國家銀行として中央銀行の性格を持つべかりしに、寧ろ私立銀行の地位に回避した。交通銀行は實業振興、利權挽回を標榜して出發したが、その存在たるや中央銀行としての範疇に入れるを妥當とするかに見える程にその性格を變轉した。中國銀行といひ交通銀行といひ明確なる再出發をなしたのは極めて最近のことである。大東亞戦争勃發後建設支那の地域において更生したる交通銀行並に中國銀行が今や漸く眞面目を發揮せんとしてゐるわけである。

特殊銀行中その有力なる現れを交通銀行や中國銀行に求めても如上の程度にとゞまる。優位の如何を別として比較的色彩明瞭なる経過を辿りしかに見えるものは儲蓄銀行である。併し乍ら儲蓄銀行についても、必ずしも特殊銀行の領域が明確に保持されたものではない。儲蓄銀行は多く商辦によつてゐるが、專業としての成育には非ずして、普通銀行業務との兼營の關係において發達して來た。もつとも兼營なるにおいても儲蓄業務には獨立の意義を持たすべく、銀行名稱に譯して表示方法に考慮の用ひられたる等のことは擧げ得られるが、兼營の流弊は必然警戒を要したものである。<sup>2)</sup>

在支外籍銀行については措き支那新式銀行についての類別を一應示して見るに次の如きものがある。平面的に配列すれば、中央銀行・國際匯兌銀行・發展實業銀行・省立銀行・市立銀行・商業銀行・儲蓄銀行・農工銀行・分業銀行・邊務銀行等としたものがあり、又國立銀行・特許銀行・省立銀行・市立銀行・商業銀行・儲蓄銀行・實業銀行・農工銀行・專業銀行・華僑銀行としたものもある。<sup>3)</sup>この平面的配列についても補足の必要があるが、それは別としてこれを系統的に區分すれば、國家銀行の系統と一般銀行の系統に區分することも可能であり、普通銀行の系統と特殊銀行の系統に境界づけることも出来る。而して特に分立せしめるを適當とするにおいては、特殊銀行の系統の外に中央銀行の系統或は農業銀行の系統の如きを判然と設定することも有意義となつて來る。<sup>4)</sup>併し乍ら單に類別したといふのみでは、支那金融機關の畸形的推移をして有機的に體系づけるものとはなり得ない。分化機能を働かし得る域に達するには、これを實現化する積極的推進を必要とする。支那事變以降の動向はかゝる分野においても、舊支那の停滯性を打破して、支那新式銀行をそれぞれの部門において現實に有機的活力

2) 王志華, 中國儲蓄銀行史, pp. 1-6. 儲蓄銀行法, 第二條, 第十三條。

3) 郭孝先, 上海的銀行, pp. 3-7.

4) 前掲, 中國銀行法之研究, p. 4.

5) Bao-Seing Lias: Die Bedeutung des Silberproblems, 1939, SS. 126-127. 吳承禔, 中國的銀行, p. 14, p. 131.

を持つものたらしめんとするのであり、こゝに歴史的意義が躍進するわけである。とまれ法規による嚴密なる規制と銀行業者の自發的前進とは流弊を矯正し、支那銀行業務の有機的效率的運營を可能とするものである。

### 三 商業銀行の實體

支那新式銀行は畸形的に押流されて推移する外には業態持續の方途が得られなかつたとはいへ、それは支那新式銀行存立の基礎的條件の成熟如何において首肯し得るとしても、銀行業務自體についての動向は乏しいものであつた。民國初期においては國家銀行として中央銀行制度への努力はこれを認め得るものがあるけれども、中央銀行たるべき存在は明確とはなり得なかつた。中國銀行と交通銀行との經緯はこれを物語る。然も中國銀行にしても交通銀行にしても中央銀行の權利を分掌せんとしたものであり、更に中央銀行の制度の確はざるまゝ、に省銀行・市銀行等の設立機縁となつたものである。加之普通商業銀行までもその業務上特殊的性格に走り、發券業務を持ち、國庫經理を握らんとした。

これ等一連の政府財政との關聯において成立せし新式銀行は、他面商業銀行業務にも經營の歩を伸したものであり、支那銀行についての畸形的發展といへば商業銀行化の域においてこれを見得る程の傾向を呈した。併し乍ら商業銀行化といふ傾向の中には、特殊銀行の商業銀行化が大きく特徴をなすが、商業銀行業務としての役割を果した域にまで商業銀行化したものではなかつた。恰もこれと對照的に民國以降支那側新式銀行の設立の重要部門は商業銀行としてではあつたけれども、本來商業銀行として設置されたものにあつても、商業金融をよく開拓

6) 發券銀行といふ類別は當初の支那銀行に均しく關聯することになり、類型化の實益に乏しい。



したものではなかつた。その商業銀行たるにおいて大體の共通事項を説明したものを掲ぐれば次の如くである。

(一) 資本大ならざりしこと。大部分は私立銀行であつて資本は概して百萬元以下であつた。ただ錢莊資本に比較すれば銀行資本は列國のそれに比し少額ではあつたが、猶大なるものとなつてゐた。

(二) 商業銀行の業務においても紙幣の發行を重視した。自行發行券の場合があり、代理發行による領用發行券の場合があるが、これ等が商業銀行の經營の主たる内容となつてゐた。商業銀行業務として預金と貸付業務については勿論重要業務であるが、貸付中、商業銀行のそれは擔保貸付が主となつてゐた。擔保物件が公債であり、普通商品財であることは奇とするに當らないが、支那の場合、房地產即ち建物・土地が抵押となつてゐることは特色をなすところであつた。信用貸付は新式銀行としては一應禁制の建前であるが、これを行つた場合にあつても全貸付中に占むるその比率は少額であつた。

(三) 商業銀行の業務には投機行為が包蔵された。投機の對象は地金銀、外國貨幣、爲替或に政府公債の賣買であつた。銀行業務としては投機行為は不健全なるものであるはいふを俟たない。然るに支那の場合、銀行界の投機は甚だ普遍化して居ることに銀行業務の軌道に乗り得ざりし禍因が潜んだものである。

(四) 商業銀行の多くは儲蓄部を持つた。儲蓄部の受入預金の大部分は當該商業銀行の銀行部に流用され、流弊の危険を呈するに至つたから、儲蓄銀行法<sup>1)</sup>を設けて制限を加へることになつた。<sup>2)</sup>

政府財政の困難が新式銀行の設立機縁となつた角度も重視しなければならないが、新式銀行はやがて政府財政の壓力より回避して商業銀行化の趨勢にあつたことも注視に値する。然も商業銀行としての出路は銀行投資の合理的な對象の缺乏せし故に有價證券乃至地金銀への投資となつた。地金銀乃至爲替を繞る投機はこゝでは措く。有價證券への投資は銀行の利益追求が對象となつたものであつて、有價證券は主として公債を内容とするに至つたものである。されば新式銀行は政府財政の壓力を迴避せんとして商業銀行化の趨勢を認むるとはしても、畢竟商業銀行化の故に業態の健全を得たものではなかつた。商業銀行としての推移は多分に投機的なる業態において

1) 儲蓄銀行則例、光緒三十四年正月十六日公布。儲蓄銀行法、民國二十三年七月四日公布。  
2) 前掲、近百年來中國之銀行、pp. 10-11.

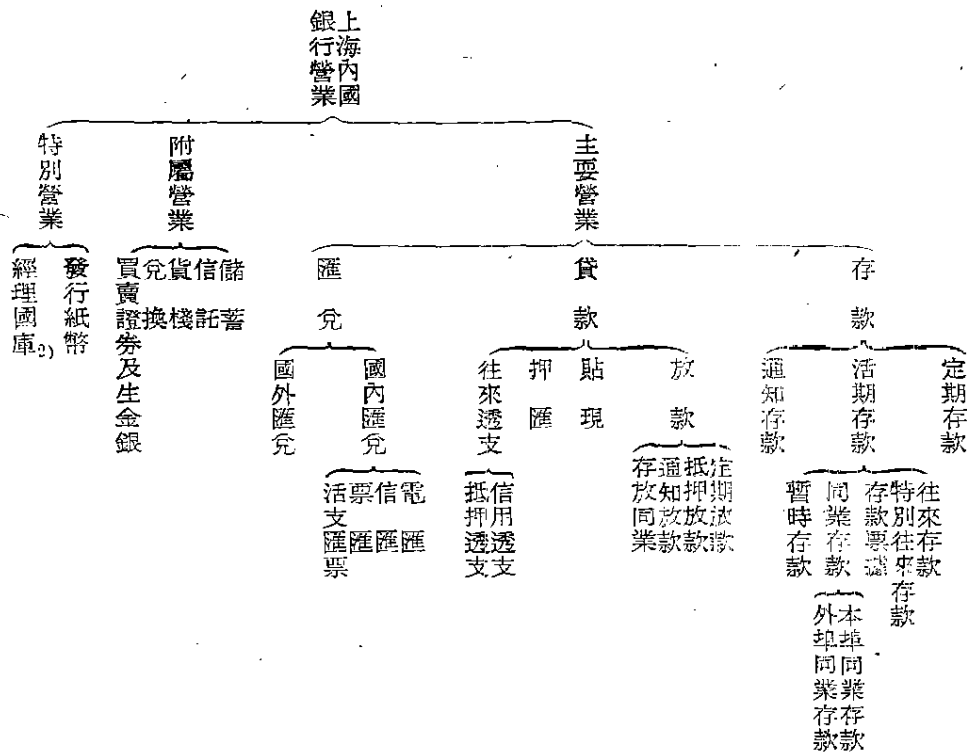
であり、然もその業態は商業銀行の主要業務とされたる範囲におけるよりも附屬業務の分野が偏重されて居り、更に禁止業務の領域へも突入したものであつた。然も資本額僅少の傾向にありしことが利潤を逐ふて投機目標に向つて濫設された傾向を示すものであつた。従つて觀點によれば當時新式銀行の業務は類別されたものがあるとはいふけれども、それは銀行の分類が商業銀行を始め、不動産銀行・儲蓄銀行其他に及び、銀行組織が整備されつゝあつたことを物語るものではない。蓋し當時の新式銀行は商業銀行化の傾向あり、然も商業銀行としての本來の使命を果したのではなく、その區劃明瞭を缺き、商業銀行なるまゝに不動産投資に走り、或は儲蓄銀行の分野に突入したものであり、不動産銀行の缺を補ひ、儲蓄銀行の不備を整へんとしたものではなかつた。

#### 四 現實と要請

事實、支那新式銀行について普通銀行の營業内容を示すものに次の一表を求め得る。この資料は民國二十四年(一九三五年)の出版であるから、次掲の銀行法公布の民國二十年銀行法に後れること數年であるが、支那銀行業務が舊態依然たるを反映したものと一班である。

次に表示したものについて見るに、營業の實績は寧ろ附屬業務にかゝつて居り、例外視さるべき特別業務に主力が注がれたことが現實となつてゐる。然るに銀行業務の整備さるべき要請に照せば、附屬業務の中には制限さるべきものが見出され、特別業務は當然普通銀行業務からは取除かるべき性質のものであつた。因みに銀行法規に照しても光緒三十年の試辦銀行章程には國家銀行の業務が含まれてゐる。それは支那新式銀行の初期の動向と照合

1) 同章程第八、二十、二十一條、前掲、中國銀行法之研究、p. 4.



して寛大に看過するとしても、時間的に早く光緒三十四年<sup>3)</sup>の公布なりとはいへ、儲蓄銀行則例においても「以發行號均得發行市面通用銀錢票」の如きは奇異の感を起さず一項である。

銀行業務の範圍は民國二十年の銀行法<sup>4)</sup>において明文を以て制定されてゐるが、それは實施法規たる域には達しなかつたけれども、一應法意の背後に時代の要請を知ることが出来る。銀行法として起草されたものはこゝにいふ民國二十年の銀行法のみではないけれども、本法は銀行法として代表的地位を占めるものである。その第一條が主要業務を規定し、第九條が附屬業務を規定してゐる。

銀行立法としての第一次的なるものは光緒三十年正月戶部の奏請にかかり認可されたる試辦銀行章程三十二條であり、第二次的なるものは光緒三十四年正月十六日公布の銀行通行則例十六條であり、第三

2) 郭孝先, 上海的銀行, p. 20.

3) 光緒三十四年正月十六日公布。

4) 民國二十年三月二十八日立法院通過同, 日國民政府公布, 未定施行期日。

次のものとは同年六月十六日奏准の銀行註冊章程八條である。本章程は民國十八年一月、國民政府において十二條に修正され、同年四月二十九日銀行註冊章程施行細則十一條が公布されて、銀行法施行前において有効に繼續されるものとなつた。第四次的なるものが民國二十年三月二十八日公布の銀行法五十一條であるが、本法は施行されざるままであつた。この間制定はされたけれども公布されなかつた銀行立法として、民國九年の修正銀行法草案二十二條及びその施行細則草案があり、更に民國十三年の銀行通行法草案二十五條及びその施行細則草案がある。普通銀行法に四種ありといふはここに註記したる公布法四種をいふものであらう。

第一條 凡營左列業務之一者爲銀行

一 收受存款及放款

二 票據貼現

三 匯兌或押匯

營前項業務之一而不稱銀行者視同銀行

第九條 銀行除左列附屬業務外不得兼營他業

一 買賣生金銀及有價證券

二 代募公債及公司債

三 倉庫業

四 保管貴重物品

五 代理收付款項

新式銀行として普通營業をなすものゝ領域が明示されたわけであるが、事實はこれに一致しなかつたことは前顯の如き一側面においてもこれを伺ふことが出来る。

爾後、金融機關規制の爲には全くに無爲でもなかつた。右の銀行法に關しては修正意見が續出し、本法は修正されるまでは施行延期のことになつたが、民國二十五年立法院商法委員會は本法修改の建議をなし、又上海銀行

公會は銀行法研究委員會を組織し、意見十二條を政府に呈請するところがあつた。かゝる銀行法規を必要とする時代の動きは逐次強化されつゝあつたことは均しく認め得るが、その修改の如何に課題を包藏しつゝ移行したものである。右経過は支那事變に際會するにおいて一段階を劃することになつた。<sup>6)</sup>

支那事變以降においてはあらゆる事象は二分される。一は和平建國地區におけるそれであり、他は抗戰救國地域におけるそれである。舊政權下における推移は、少しく遡つて民國二十四年の幣制改革の前後における金融統制に關して一段強力なるものを看取する。更に支那事變以後にあつては民國二十六年の中・中・交・農四行内地聯合貼放辦法<sup>7)</sup>による地方金融の疏通工作や、二十七年の改善地方金融機構辦法<sup>8)</sup>による地方金融の調劑方策の如きも一顧に値する。これと併行的に金融中樞強化の措置もとられたことは周知の如くであるが、<sup>9)</sup> 民國二十九年の非常時期管理銀行暫行辦法<sup>10)</sup>は廣く普通商業銀行一般へ及ぶ統制法規として高度の段階に到達したものである。

新政權下における金融機關の統制については更に明確なるものを見ることが出来る。それは金融機關の一元的規律を目標とすることの強化から當然到達すべき段階であるが、銀行業務の分野も明確に列擧したものと<sup>11)</sup>して公布を見た。その内容的検討は既に試みたところでもあるから、これを省略するが、前掲銀行法のそれと略同様のものである。北支にあつては民國三十年の金融機關管理規則の第一條が主要業務を規定し、<sup>12)</sup> 民國三十一年の金融機關管理規則施行細則<sup>13)</sup>の第十一條が附屬業務を規定する。中支にあつては民國三十一年の管理金融機關暫行辦法<sup>14)</sup>の第一條が主要業務を規定し、第十條が附屬業務を規定する。

6) 前掲、中國銀行法之研究, pp. 5-6.  
7) 民國二十六年八月二十六日公布。  
8) 民國二十七年四月二十九日公布。  
9) 中・中・交・農四銀行の聯合辦事總處の第一次より第二次への組成。  
10) 民國二十九年八月七日公布。

## 五 資金の出路

更に最近の動向としては銀行業の出路として商工業への直接投資が論議される。併し乍らこの擧たるや銀行が投資銀行としての面貌を嚴密なる分野において顯現したものとはいひ得ない。それは寧ろ在來の利潤追求性の現れとしてであり、在來の畸形的發展の延長と見るべき域のものである。銀行業が商工業の發展に積極的扶助の態度を採るべきは當然の要請であり、商業銀行としての建前においてもそれより外れるものであつてはならない。支那新式銀行が商業銀行として從來その地歩を固めたりとして、こゝに擁する資力の出路が實業發展の時代的要求に一致さるべきは現時の支那において極めて重要な課題の遂行に貢獻するものである。然るに在來のまゝ、單に商業銀行の資力が利潤を追求して商工業へ出路を求めたとしたならば、在來の投機的經營と相異するところ乏しきものといはざるを得ない。從來の銀行業務の建前から見れば、銀行業務が特殊銀行との境界を明確にせざるまゝに投資銀行の領域に進出することは兼業禁止の分野に突入することであり、規制さるべき建前からは違法の擧となるわけである。

民國二十年の銀行法によれば、第十條、第十一條、第十二條、第三十四條及び第三十九條によつて銀行の投資並に貸付が制限されてゐる。

第十條において、銀行は商店或は他銀行・他會社の株主となることが禁止され、併せて本法施行前出資して株主となつたものについても制約されることになつてゐる。本條については當時の世論は賛意を溢つてはゐるけれ

11) 批稿, 支那銀行法規考, 東亞經濟論叢, 第二卷, 第二號, pp. 91-93.  
12) 民國三十年十二月十五日華北政務委員會公布。  
13) 民國三十一年五月十五日華北政務委員會公布。  
14) 民國三十一年八月二十二日華北政務委員會公布。

ども、法意は既にかゝる方面に及んだものである。

第十一條において銀行は自行の株券を取得することが出来ないことになつて居り、並に自行の株券を借入の擔保となすことが出来ないことになつてゐる。尙銀行は營業上必要とする不動産を除く外は不動産の買入或は引受をなすことが禁止されてゐる。普通商業銀行の資金の出路としては、その處置容易にして回收力迅速なるを以て主眼とするわけであり、本條の制約が伴ふは當然の要請である。然るに不動産銀行の不完備なる支那に於いては、普通商業銀行が不動産業務を兼營することを寛大ならしめんとした意見が出てゐるところに支那における時代の背景を看取すべきである。

第十二條において、銀行が貸付をなし、他銀行の株券を擔保として收受する時並に別に貸付をなす時を含みての制限である。これについての反響は、前半は立法の趣旨を至當としたが、後半は嚴重に過ぎるものとして緩和の要求がある。この點も當時の現實の課題として吟味さるべきものであらうとして今これを強ひて考察の對象としては取上げない。

第三十四條において銀行は如何なる個人或は法人團體又は非法人團體に對してもその貸付總額について若干の制限を設けたものである。かゝる制限規定は銀行貸付について當然考慮さるべきであるが、制限の適切ならざる<sup>1)</sup>ところに修正の要求が出たものである。<sup>2)</sup>

銀行資金の出路が慎重なるべしとの要請は當然のことからであるが、束縛の過度を牽制せんとするにおいて如上の緩和乃至修正の要求を判定しなければならぬ。こゝでは銀行業務における兼業禁止の分野に即して、資金

1) 銀行法第三十九條において兼營の許されたる限度を三年以内とした。

2) 前掲、中國銀行法之研究、pp. 8-12.

の出路に關しての制約を見て置くだけにとどめる。

法規による制約と銀行業者による運営が、高度の目標に近接するに伴ひ一致點が求められなければならないものである。支那の場合にも時間の推移はこれを反映し、公布だけでなく實施法規の建前においても資金出路には制限が實行されることになつた。新政權の北支那においても、中・南支那においても、これに關する一聯の法規を檢索することが出来る。北支においては金融機關管理規則の第六條は資金の運用を規定し、第七條は動産・不動産の受入についての制約を規定してゐる。更に金融機關管理規則施行細則の第十一條第二項は附屬業務以外の兼營禁止を明文を以て示し、第十二條は許可されたる以外の金融機關・會社或は商店への投資を禁止したものである。中・南支においても同様の法意が現實に規制せんとしてゐる。即ち管理金融機關暫行辦法の第八條は投機行爲を禁止し、第九條は動産・不動産の取得を制限し、第十條は附屬業務以外の兼營を禁止する旨明文を以て示してゐる。更に管理金融機關暫行辦法施行細則の第二條は動産・不動産についてこれが取得を要する場合並に受入れた場合の制約を規定する。<sup>4)</sup>

それは兎も角として、政府財政の重壓より進展し得ざりし往時を追懷するにおいて、新式銀行の出路は開拓されつゝあつたことも見逃し難いものがある。商業銀行化したこと、而して其他特殊銀行の備はらざるまゝに、商業銀行としてその分野へ若干の進出ありしことは、やがて來るべき段階において新式銀行全面の整備を促進せしむべき地盤構築となるものであつた。かく見ることが直ちに過去の銀行業績における歪曲を矯正することにはなり難いが、將來の開拓において有效なる經驗として活用されなければならない。

3) 前掲、支那銀行法規考、pp. 84-89.

4) 拙稿、中支金融の新動向、銀行論叢、第四〇卷、第一號、pp. 21-22.

5) 管理金融機關暫行辦法施行細則、第三條は兼營業務の處置を一年以内と定めてゐる。



叙上の検討において、支那銀行業務は特殊銀行としても、普通銀行としても明瞭を缺ぐものであつたことを提示した。以下において特殊銀行と普通銀行との類別を明確ならしめ、銀行の類型を確定し、これについての有機的運営の要請に立入る。

## 六 八つの類別

支那銀行法によれば、第五十條に「特種銀行、除法令別有規定外、適用本法之規定」となつてゐる。こゝに銀行法といふは、その性質上から普通銀行法と見らるべきものであるが、特殊銀行と雖もその特殊法令なきにおいてはこの銀行法の規定が基礎となるべきものであつた。一國の中央銀行が中樞となつて銀行制度は整備されて行くべきものであり、支那には特殊銀行法規としての中央銀行制度に関するものは一應これを求むることが出来るが、其他夫々の特殊法令が前提となるべき特殊銀行の開拓には成果を得たるものが乏しい。然も銀行法當面の對象とする普通銀行の領域についても健全に進展した跡を求め難い。支那の銀行は、中央銀行も特殊銀行も普通銀行も均しく商業銀行化の過程を辿つたものであり、若干の進展があつたとしても畸形的推移といふべき性格を出でざるものであり、その理由付もこれを鮮明し得るところである。要するに法意として提出されたものは部分的ではあるがこれを取上げ得るとしても現實に法意を反映したものは乏しく、法意そのものゝ表明してゐない分野が多い。

一面金融機構は特殊銀行法がない限り一般銀行法が取締の基礎となるわけであり、然もそれは未施行法規なれ

ば金融機構はその歸趨を缺きしまゝ、他面既にこれが整備の要請を持つたものである。銀行法は規定を嚴重に範圍を擴大せんとしたものであるが、修正意見が出で、歸趨の定まらざるまゝとなつてゐた。銀行本質に關する新規定には將來は夫々嚴格に規制されなければならぬ意圖は強まりしを傳へてはゐるが、その明確なるものは見出し得なかつた<sup>1)</sup>。

銀行制度の整備については支那銀行界においても一大懸案となつてゐたものであり、八大銀行計劃なるものが論議されてゐる。これが出所は明確でないが轉載すれば次の如き八つの方向を示した建前のものをいひしならんかと思はれる。

- (一) 中央銀行 die Zentralreservebank
- (二) 爲替銀行 die Devisenbanken
- (三) 工業銀行 die Industriebanken
- (四) 信用銀行 die Kreditbanken
- (五) 勸業銀行 die Hypothekenbanken
- (六) 儲蓄銀行 die Sparbanken
- (七) 農業銀行 die Landwirtschaftsbanken
- (八) 實業銀行 die Handwerksbanken

これが内容については商業金融・爲替金融・實業金融・農業金融・工業金融・不動金融等として支那側の記録

支那銀行業務の類型

第三卷 二九五 第三號 九五

1) Bao-Seing Liao: Die Bebeutung des Silberproblems, 1939, S. 126.

になるものを先づ参照までに挿入するに次の如くである。

### 支那經濟家の改革意見

支那の經濟専門家王雨桐其他によれば、支那の金融機關が組織上健全ならざるに對し改革を建議した。その言に曰ふ。「竊に謂ふに我國過去の金融制度の最大の缺點は、その散漫にして系統を失するにあつた。政府銀行は既に自身の力量の薄弱なるに苦しみ、隨時その調劑の功を盡す能はず、又一般商業銀行も亦各自に政を爲して、未だ政府銀行と共に通力合作するを得ない。故に平時若し不幸にして偶々金融恐慌に遇へば、常に容るべき聯絡の中心に乏しく、從つて恐慌をして容易に擴大に趨かしめ、社會經濟を危殆に陥らしめるのである。故に法幣政策の頒布は各方面が皆これを認めて財政當局が徹底的に金融制度を調整する一種の決心の表現であると爲した。戦局が漸次擴大するに及んで、政府は更に先後して各項の金融措置及び條例の頒布を爲し、戦時金融と軍事をして相輔けてその用を爲さしめた。以上は現状について要約して述べたに過ぎないが、次に戦争勃發以降の我國金融制度の改善問題について管見の及ぶところを開陳して見たい。

金融機構の樹立は、第一に金融體系の形成と銀行分業制度の確立に俟つ。我國今日の銀行及び一般金融組織は未だ尙健全發展の境地に到つてゐない。各個専門の前進目標がなく、又相互共通調劑の關聯に乏しい。蓋し現時の銀行は表面上は名稱は各々同じくないものの如くではあるが、その資金運用の途を究めれば、政府所設の専門特殊銀行を除く外は、頗る共通一途の嫌疑がある。而して救済を渴望する農・工・礦・牧業等は却つて資金疏通の機會に乏しい。一方中央銀行と一般銀行の間にも亦共通調劑の關聯が乏しい。故に先づ必ず金融組織全般に對して支配を強化し、必ず中央銀行を以て全國金融の中樞に居らしめ、而して農・工・礦・國際貿易等の專業銀行・各普通銀行・儲蓄銀行・郵政儲金局・信託公司・保險公司・各種産業工商等の同業機關を以てその脈絡となし、全國金融組織をして公私經濟に對處せしむべきである。無論地域分配方面或は産業聯繫方面について言へば、均しく相當の機能を賦備せしむべきである。分業制度に至つては各國均しく早く確立を告げ、我國も亦これに倣つたけれども、實際は名實伴つてゐない。宜しく速に徹底して推進すべきである。その方式は次の如くである。

(一) 商業金融 一般普通商業銀行が責を負ふ。その任務は次の如し。

商業金融の周轉の調劑 商業預金の收受 商業貨物の擔保貸付 商業信用貸付 商業手形の割引貸付 商業荷爲替

其他商業上の各項業務に關するもの

(二) 爲替金融或は貿易金融 國際爲替銀行が責を負ふ。その任務は次の如し。

爲替管理と國際貿易の平衡 爲替相場決定と外國爲替の賣出 法幣の運送と内國爲替の賣出 國內外の貨物の荷爲替  
外國貨幣の賣買と爲替基金の平衡 同業預金の收受と手形交換の管理 其他爲替上の各項業務に屬するもの

(三) 實業金融 實業銀行が責を負ふ。その任務は次の如し。

交通方面の建設及び資金融通事項 林業・礦業・漁牧等の開發及び資金の籌劃と融通事項 各該事業の進展の監督事項  
各該事業の預金の收受事項 各該事業の株式債券の發行・募集及び賣捌の經理事項 各該事業の報告及び計劃の審核事項  
各該事業の產品價格の統制事項 其他實業上の各任務に屬するもの

(四) 農業金融 農業銀行が責を負ふ。その任務は左の如し。

左列各項の改進・培養・計劃及び資金の籌劃と融通事項

(甲) 農民の生活に關する事項 (乙) 農田の整地に關する事項 (丙) 農具・肥料・桑葉等の改良に關する事項

(丁) 棉種・蠶種及び稻・麥種子の改良に關する事項 (戊) 茶葉の改良増植に關する事項

(己) 農場事業の補助及び培養に關する事項

農産品の運送販賣貯蔵及び資金融通事項 合作社の設立指導及び監督事項 農産品の價格統制事項

農産品の産額統制事項 農業一般の發展及び改良事項 農業方面輸入金額の收受

農業株式債券の發行募集及び賣捌きの經理事項 雜糧交易所の統制事項

其他水利の開發・河渠の興修・林畜事業の改進・特殊農産品の加工改造の如き農業上の各項重要改進事項に關するもの

(五) 工業金融 工業銀行が責を負ふ。その任務は左の如し。

各種輕重工業の建設發展計劃及び資金の籌備と融通事項 各該工業の預金の收受事項

各該工業株式債券の發行募集及び賣捌きの經理事項 各該工業の進展の監督事項 各該工業の報告及び計劃の審核事項

各該工業の產品價格の統制事項 麵粉交易所及び紗布交易所の統制事項 其他工業上の各種事項

(六) 不動産金融 土地銀行が責を負ふ。その任務は左の如し。

土地政策の促進事項 土地利用辦法の改良 土地抵當資金の融通事項 房地產賣買の統制事項 自建住宅の獎勵事項

模範新村の建設事項 完備公墓の營造事項 住宅區域の開拓事項 建築圖案の計劃事項 不動産の經營事項

建築工程の代理事項・其他地産上の各項に關するもの

この外、信託儲蓄も亦別に專業銀行を設けて辦理せしむる。他の中小工商業金融・航業金融の如きは性質近似の專業銀行がこれを兼理すべきものとする。

## 七 普通銀行系統と農業銀行系統

又一建議によれば次の如きものも見出される。銀行制度を先づ二大系統とし、一は普通銀行系統であり、二は農業銀行系統である。主張において前掲と相異なるものではないが、かゝる傾向における資料として掲載すれば次の如くなつてゐる。

〔第一〕 普通銀行系統としてはその中心銀行を中央銀行となし、この系統下に五種の銀行を配す。

〔二〕 商業銀行 商業銀行は分つて二大別となす。第一類は公司組織の商業銀行であり、即ち新式銀行である。第二類は錢莊である。この建議においては錢莊の存置を認めんとしてゐるものであり、ここには若干考慮の餘地が存するが、一應その開陳されたものを見れば錢莊についての整備が提案されてゐる。錢莊組織は組織が散漫であるから錢莊をして自動連環銀行 (voluntary chain banks) を組織せしめる。若干錢莊が一連環銀行を組成し、各箇錢莊は組織中の一環となる。錢莊の資本は環の中心組織に集中し、中心組織は錢莊の營業方針を指導し、營業方法を改良し、職員を訓練し、會計制度を統一改良する。各錢莊は獨立の存在とし、その原來の名稱を存置し、得意先勘定を存続するものとする。かくて散漫せる小錢莊をして聯合して大組織の連環となすを得て新式銀行の利益を獲得し、並に同時に原有の權利を保持するものとする。

〔二〕 國際匯兌銀行 爲替銀行としては中國銀行が最も優位であり、其他商業銀行及び華僑銀行が均しく經營するところである。但し國際爲替において相當の地位を占めんとするには資本の雄厚なるを必要とするから、商業銀行にして國際爲替を營まんとするにおいては、併合或は聯合によつて組織を擴大し、實力を増厚し、國際爲替銀行中に地位を占むるものとする。

〔三〕 儲蓄銀行 從來商業銀行と密接なる關係があり、儲蓄銀行法を遵守せしめてその地位に獨自性を保持せしめ、投資を改善して、穩健なるを得しめ、民衆の信頼を増進せしむることとする。

(四) 實業銀行 既往において實業に貢獻するところ乏しく、會社株券・社債の發行について銀行の引受制度に缺いてゐた。支那の商工業を發展せしめ、支那の繁榮の目的に即して、實業銀行は長期資本供給の責を負ふべきである。この種銀行は證券交易所及び經紀人と緊密に聯絡すべきであり、而して經紀人と股票公司組織は發展に努め、全國資本をして正當の出路を得せしめ、商工業等をして長期の金融調辦を得せしめることにする。

(五) 信託公司 全力を擧げて信託事業の發展に注がしめる。支那の遺産制に即應せしめて信託公司の發展には大なる希望がある。聯合運營して民衆を啓導し、政府に請願して信託法を公布せしめ、信託公社の行爲には法令に根據あるの範圍のものとして、營業の發展するにおいて裨益するところ大なるものがある。

以上五種の銀行については中央銀行を中樞とするのであつて、中央銀行の本格的運營を中心として五種銀行はこれに協力し、中央銀行はその政策を五種銀行に貫徹し、以て有機的連繫を保全せんとする仕組を描く。

〔第二〕 農業銀行系統としてはその中心銀行を假りに中國農民銀行となし、その系統下の銀行は皆中國農民銀行よりその金融の調辦を受けることにする。この系統下に三種の銀行を配す。

(一) 省市地方銀行 省銀行に關しては省農民銀行の如きに改め、省内各縣各地區の農民銀行は省銀行の系統に屬することにする。目的とするところは一省農民の金融を供給し、農業の資本を補助し、農産・水利・販運を改進するにある。農産の意義は廣く解し、穀類蔬菜から家畜並にその產品・農業社會の小工業或は鄉村の土地改良其他に及ぶものとし、廣く農業範圍に概括する。各省の銀行工作は大部分農業に向ふを主要となすべきにより、省銀行を改めて農業銀行とすることに本項の主眼がある。省銀行を農業銀行に改め、各省建設を促進せんとするものである。市銀行は土地銀行とする。大都市の市銀行にあつては金融工作の大部分を不動産賣買となす故に市銀行を土地銀行となすにおいて都市の繁榮を扶助し得べしとする。

(二) 土地或は不動産抵當銀行 支那の銀行の發展においては、各類別の銀行備はれる如きも、本項の銀行は缺如してゐるので、土地に活動性あらしめん爲には土地銀行を重要視するものである。以前にあつては土地建物に地方土產或は地產公司の經營にかかり、商業銀行は法令に制約され乍ら、その資本の大部分を土地建物に投資するといふ如き状態であつて、流動資金は減少し、危險發生の虞があつた。故にこの種工作は土地銀行の擔任すべきところとする。この種土地銀行としては市銀行を改組する外に、全國に大規模組織の土地銀行を設け、以て不動産の交易及び抵當を推進せんとする。

(三) 合作銀行 支那においては舊來各省に信用合作社の組織がある。この種合作社は往々農民銀行或は商業銀行を以てその金融の調辦をなすものとする。然るに農民銀行乃至商業銀行が信用合作社に調辦するはその業務上のただ一部分にとどまるものであり、これを専らなすものではない。信用合作社は鄉村に限局されるものでなく、大都市にも亦設立さるべきものであるから、全国的に合作銀行を設立すれば、信用合作社を以て會員となし、合作銀行が信用合作社に金融調達を供することになり、必要に應じて中央銀行借入金に借換せしめ、全国的に合理的なる調辦をなさんとする。

以上三種の銀行は中國農民銀行を中心となし、その中樞たるものと系統を整備して三種銀行はこれに協力し、前掲中央銀行が當該系統におけるが如く、有機的連繫を把持せしめんとする構想である<sup>1)</sup>。

かくの如き銀行系統の類別を明確にするにおいて期待せんとするは次のことどもである。即ち普通銀行の系統下にあつては、商工業は流動資金乃至一部長期資金の調達を得ることになり、農業銀行の系統下にあつては農業土地及び合作事業は中期乃至長期資金の運用を得ることになる。併せて人材の缺乏、管理の不良を銀行制度改善に即應して實效を擧げんとする。

これ等一聯の見解は固より至當の要請に出づるものではあるが、類別の整備は單に各種銀行の設立においてのみ實現するものではない。各種銀行の運営に當つては嚴密なる管理制度の要求されるところも亦こゝにあるが、銀行業者自體においてその業務上明確なる立場を確守するに積極的とならなければならぬ。

## 八 修改の基底

1) 前掲、近百年來中國之銀行，pp. 12-14.

支那において銀行制度を整備せんとするの要請は、清末においても若干の根據を取出すことが出来るが、こゝではこれを措く<sup>1)</sup>。銀行が百業の中樞であり、その盛衰進退は國民經濟に形影相伴ふものであり、銀行の發展が國家の金融・財政に緊密なる關係にあるは多言を要しない。銀行機能の重要性については支那獨自の見解として高められたものも漸次多くこれを求め得るけれども、現實の推移としては支那銀行業の發展は不平衡であり、業務上にも鞏固なる基礎を建設して居らず、組織上にも嚴密なる系統を把持してゐない<sup>2)</sup>。新式銀行に對する金融統制は幣制改革を前後して前進したものは認められるけれども、銀行業務の各班に亘つて有機的なる聯關は確立せざるまゝであつた。

支那における金融立法はその基底においては取締範圍を廣汎に亘り得るものとし、然も取締内容を嚴密に及び得るものとして一元統制を期したものであつたことは、その金融關係法規を概觀するにおいて判然たるものがある。法意としては銀行業務の各類型について明確なるものを保持し、然も一元的に統歸せんとしたものであり、銀行業務の各類型はそれぞれの使命に邁進を望んだけれども、現實は法律の匡正を受入れなかつたものであり、又規正緩和の要請が起つた過去についても若干觸れた如くである。

昭和十六年十二月八日大東亞戰爭の勃發するや、その影響は直接的に大陸金融の動向を決定するものが生起した。もつとも新政權下の建設地區に該當する地域にあつては、支那事變以降既に展開した基本方策を變貌せしむるものではなくして、その取り來れる方針がこゝに明確なる規畫として前進を強化したる動向において把握されるものをつふ。支那においては金融機關についての取締法規は遡つて若干を拾ひ得るけれども、本格的なる一元

1) E. Kann の所見においては清末まではこれなしとする。  
E. Kann: Modern Banknotes In China, Finance and Commerce, August 11, 1937.

2) 中國銀行經濟研究室, 全國銀行年鑑(民國二十六年版), p. 59.



的取締法規として現實に實施に至つたものは大東亞戰爭後においてであり、然も和平建設地區に制約してである。一步譲つてそれ以前の取締法規乃至整備建議の如きを求めることが出来るとしても、それは單なる要請にとどまつた。抗戰救國地區においての高度の取締法規の性格にも既に言及したところであるが、民國二十九年八月七日舊政權側の公布し實施したる非常時期管理銀行暫行辦法においても一般商業銀行の統制といふ點にまで到達したことを示すが、新式銀行全面の有機的なる運営に關しては不鮮明であつた。然るに建設地區については、北支那における民國三十年十二月十一日公布し實施したる金融機關管理規則や中支那における民國三十一年八月二十二日公布し實施したる管理金融機關暫行辦法は兩者に多少の間隔のあることは認めるが、兩者は均しく金融機關全面に亘つての一元的有機的運営を期するところまで近接せんとしたる取締法たるは勿論である。ただ類別についての明確なるものは向後に期待しなければならぬことは一言挿入して置く必要がある。

以上においては支那銀行に關して、それは普通銀行と特殊銀行の業務について、その交流に従つて境界の不明瞭なるについて時代の要請を基底としてその傾向を要約したにとどまるものではあるが、支那銀行について類別化の停滯性を見たものである。惟ふに停滯性なる用語は從來支那の各方面に亘つて論議されて來てゐるものではあるが、停滯性は支那において歴史的に宿命的に映じたとしても、支那と不可分の關係にあるとは斷じ難い。最近の事情において見るに、第二次世界戰爭の勃發せし頃より、英國・佛蘭西等の在支勢力は既に漸次後退しつゝあり、大東亞戰爭の起るや米國・英國の侵略的地盤は清掃された。支那乃至東洋の停滯性なる莫然たる概念は西歐人により植付けられ、これは結局西歐人によつて刈取られることなく今日に及んだ。今や東洋に重壓となつた歐米の勢

力は東洋自らの手によつて平等並存の基調において停滯性を打破し、躍進の第一歩を踏出したものといふことが出来る。東洋の停滯性は支那の停滯性と同義語にさへ使用されて來たが、我國の立場は、支那を舞臺として暗躍侵蝕せし歐米の殘存勢力に對して果敢にこれを撃碎し、支那再建設の先導的役割を果しつゝあるわけである。今次の大東亞戦争が東洋諸國の獨立解放を目標としてゐることより自明のことになつてゐるが、東洋における一切の停滯性は拂拭されつゝある。東洋の全地域において平面的共存關係の確立される爲に、我國の立場は、東洋の、支那の分割を免れしめるに預つて貢獻せしところは強く認められなければならぬが、支那の歴史的停滯性を除去するにおいて歴史的建設が遂行されつゝある。それは延いて支那金融についてもその停滯性を取除くに大きく刺戟となり支持となつてゐるはいふを俟たぬけれども、敢て末尾に一文を附記せる所以は、對外的拘束を取除くを得たる支那金融は、國內的牽引の煩ひを超越して推進力を強化すべき時期に到達してゐることを強く體得するを急務とする。過去の支那においても同國建設への意圖は喚起されてはゐたが、事實上の經過に徴すれば成果乏しきものであつた。銀行類別への要請も、既往においてもこれを見ることは出來たけれども、たゞそれだけにとゞまつたが、今日は既にその現實への實踐を期待する。

支那銀行業の將來についてはいふまでもなく從來の畸形的推移に放置すべきは許されない。支那銀行の缺點として擧げられたところが是正されなくてはならない。第一の最大缺點として擧げられるものは支那銀行の無統刷である。支那銀行は自然發生的に濫設されたるを以て、系統なきまゝに放任せられた。この點は均しく論ぜられたところでもある。第二の缺陷は、銀行界に人材乏しきことを指摘してゐる。一般に銀行組織小規模なるを以て

人材の訓練に缺ぐるところを訴へてゐる。

無系統といはれる點についての改善には新式銀行、舊式金融機關、更に外國銀行を包括して一元的に統制せんとする要請の出づるは當然である。銀行系統の整備については在來既にその聲を聞いたものである<sup>3)</sup>。それ等は從來支那側自體において修改を痛感してゐたことがらではあるが、これを實踐に移す推進力が依然として缺けてゐた。

法規は既に支那金融を正道に乗せんとして備はり來つた。銀行業務擔當者についての脆弱なるは養成に待つべしとはいへ、それは單に金融業務の部署擔任を明確にするに於いての意義にとどまつてはならない。それは新しい支那建設の目標に向つて、大東亞建設の一環としての立場をしつかりと地盤とした自覺の喚起であり昂揚であることを必要とする。金融法規の規制と銀行業者の運営とが基底となるところにこの要請がかかる。

3) 前掲、近百年來中國之銀行，p.12.